

外国人の子供の就学促進、
進学・就職に関する参考資料

外国人の子供の就学機会の確保について

○外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について(抜粋)

○外国人児童生徒教育の充実について(抜粋)

(H24.7.5 H18.6.22局長通知)

1. 就学案内等の徹底

- ・住民基本台帳の情報に基づいて、公立義務教育諸学校への入学手続き等を記載した就学案内を通知すること。(H24)
- ・学齢簿に準じるものを作成するなど、適正な情報管理に努めること。(H24)
- ・外国語による就学ガイドブックについて、地域の実情に応じた自治体独自のものを作成・配付し、外国語による就学案内、就学援助制度等の教育関連情報の的確な提供を行うこと。(H18)

2. 外国人関係行政機関との連携の促進

- ・市町村の住民基本台帳担当部署や福祉担当部署、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図りつつ、外国人の保護者に適切な情報提供を行うこと。(H24・H18)

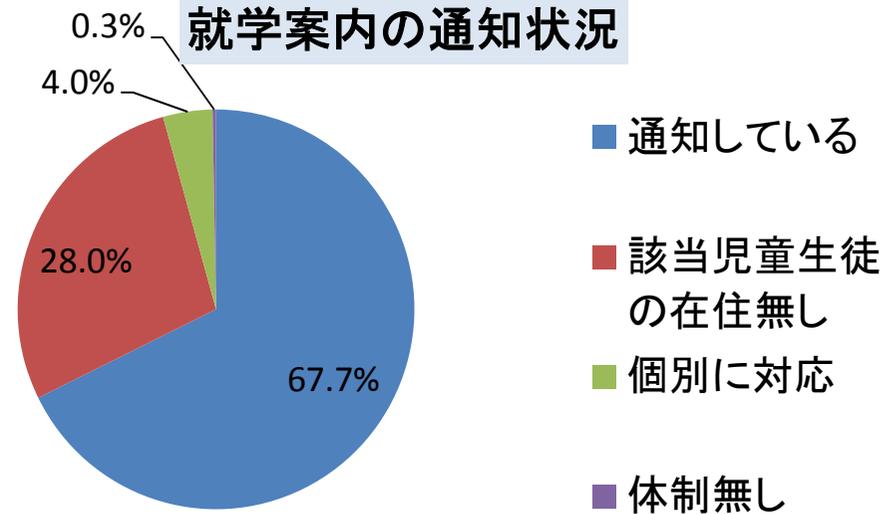
3. 就学手続時の居住地等確認方法

- ・仮に、在留カード等の提示が無い場合であっても、一定の信頼が得られると判断できる書類により、居住地等の確認を行うなど、柔軟な対応を行うこと。(H24・H18)

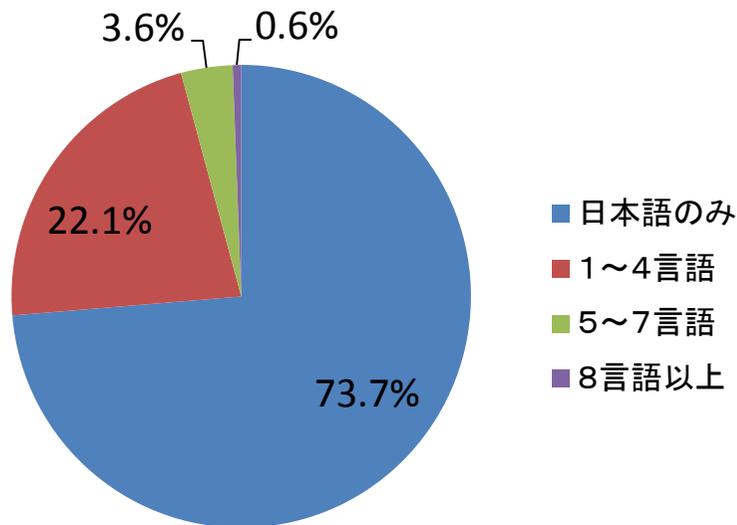
外国人の子供の就学機会の確保に関する調査結果

○調査目的
就学案内の通知状況の調査

○調査時期
平成26年6月4日～平成26年9月18日
○調査対象
1746市区町村組合教育委員会

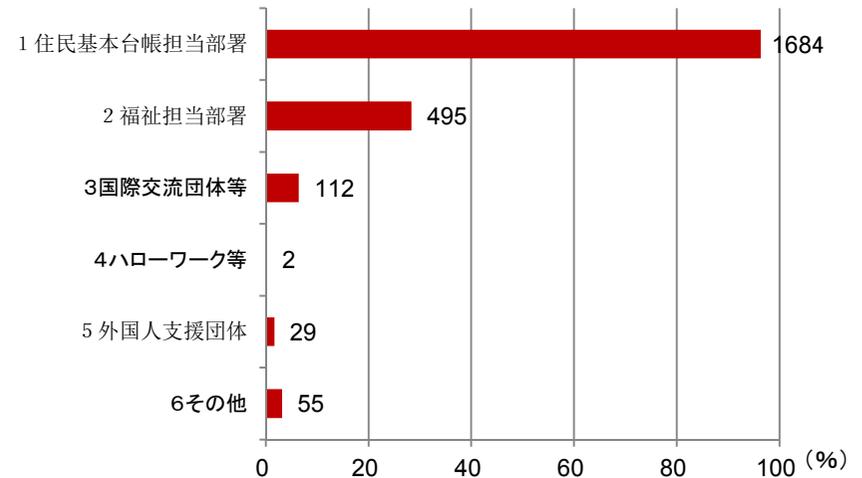


通知文の対応言語



対象：1182市区町村組合教育委員会

関係行政機関との連携



対象：1746市区町村組合教育委員会 ※複数回答²

自治体における就学の機会を確保するための取組(例)

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業の活用

「Ⅰ 公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」

| 事業内容 | 実施自治体 |
|-----------------------|-----------------|
| ○就学時健診のための事前戸別訪問 | 太田市 |
| ○就学時検診のための通訳派遣 | 伊賀市 |
| ○幼稚園等関係機関と連携した就学ガイダンス | 鈴鹿市・津市 |
| ○入学準備ガイダンス | 浜松市・伊賀市 |
| ○プレスクール(幼児対象) | 鈴鹿市・松阪市・豊田市 |
| ○就学状況等調査 | 兵庫県・近江八幡市・豊田市 |
| ○(高校進学に向けた)進路ガイダンス | 兵庫県・長浜市・浜松市・長野市 |
| ○高校見学(バス研修) | 松阪市 |
| ○中学3年生への学習支援員の派遣 | 川崎市 |

外国人の子供の就学促進に関する取組例(県)

○<兵庫県>外国人の子供の就学状況の調査

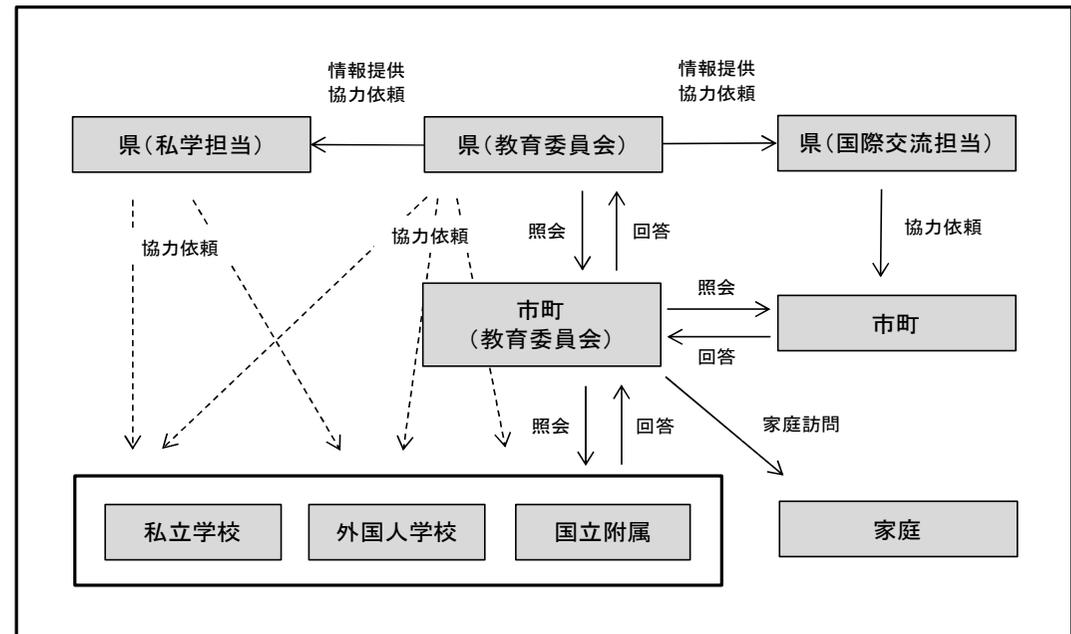
目的:就学年齢にある外国人児童生徒の在籍状況を調査し、不就学等の実態を把握するとともに、その要因等について分析を行うことにより、外国人の子供の受入れに向けた支援を行う。

図 就学状況等調査の流れ

兵庫県教育委員会は各市町教育委員会が調査を実施するために、次のような手順他機関との連携を図っている。

- ①知事部局の関連部署を通し、それぞれが所管する私立学校・外国人学校及び市町住民基本台帳部署に市町教育委員会への協力を依頼
- ②県教育委員会からも国立附属学校、私立学校、外国人学校へ協力を依頼

このことによって、市町教育委員会が公立学校以外の学校の就学状況が把握できる。



県教育委員会の依頼を受け、各市町教育委員会は次の手続きにより調査を実施する。

- ① 住民基本台帳情報に基づき学齢相当(6歳~14歳)の外国人の子供の名簿作成
- ② ①の名簿で公立学校に在籍している児童生徒を確認。さらに国立・私立学校及び外国人学校等に連絡をとり、各校に在籍している児童生徒を確認。
- ③ ②のいずれにも在籍していない子供を対象に、在住等確認の文書の送付。
- ④ 文書回答がない家庭への戸別訪問による在住等確認。
- ⑤ 不就学者とその状況を把握。⇒就学案内

外国人の子供の就学促進に関する取組例(市)

○<浜松市 関係機関連携「浜松市外国人の子どもの就学促進事業」>

平成23年度から不就学ゼロ事業(3か年計画)を実施、平成25年度には不就学0を達成。

平成26年度からは、「浜松モデル」を推進し、「将来を担う地域の子どもたちすべてが教育を受け、誰もが能力を發揮できる社会」を目指している。

浜松モデル

① 転入時等の就学案内

- ・住基登録窓口での就学案内チラシの配布
- ・教育相談支援センターへの案内

② 就学状況の継続的な把握

- ・新小学校1年生を対象とした調査(年度始め1回)
- ・転入者を対象とした調査(2ヶ月毎)
- ・公立小中学校、外国人学校等の退学者を対象とした調査(2ヶ月毎)

※学齢期の外国人の子どもを対象とした学齢簿に準ずる名簿の整備
(住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの活用)

③ 就学に向けてのきめ細かな支援

- ・訪問による就学案内や就学に関する情報提供
- ・教育相談支援センターでの就学準備サポートや教育相談

④ 就学後の定着支援

- ・外国にルーツを持つ児童生徒への教育支援
(日本語・学習支援、初期適応支援、母国語支援など)
- ・外国人学校へのカウンセラーの派遣
- ・日本語ボランティアの育成

- ・2か月毎に定期的・継続的な調査を実施している。
- ・定期的な調査や就学支援を行うことにより、不就学のまま長期経過することによる就学意欲の減少を極力抑制
- ・家庭訪問を繰り返すことで、保護者の本当の気持ちを聞き取ることができ、保護者が安心感をもてたことが就学に結びつく。

浜松市
(国際課)

共同事業

浜松市
教育委員会

業務委託

■ 浜松多文化共生事業実行委員会

関係機関から構成される実行委員会を組織し、事業実施
<構成機関>

在浜松ブラジル総領事館、厚生労働省(ハローワーク浜松)、
法務省(名古屋入管浜松出張所)、静岡県、静岡県教育委員会、
静岡県警(市警察部)、浜松市自治会連合会、浜松商工会議所、
浜松国際交流協会、浜松市外国人市民共生審議会

公立高等学校における入学者選抜における特別定員枠

公立高等学校の入学者選抜における、**帰国生徒の特別定員枠**の設定

→16都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、奈良、岡山、広島)

公立高等学校の入学者選抜における、**外国人生徒の特別定員枠**の設定

→12都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、奈良)

参考:文部科学省「平成27年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

(1) 編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、**保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合**についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm

平成28年度高等学校入学者選抜における外国人生徒の入学定員枠の実施方法

外国人生徒の入学定員枠がある都道府県の平成28年度高等学校入学者選抜実施要綱から抜粋

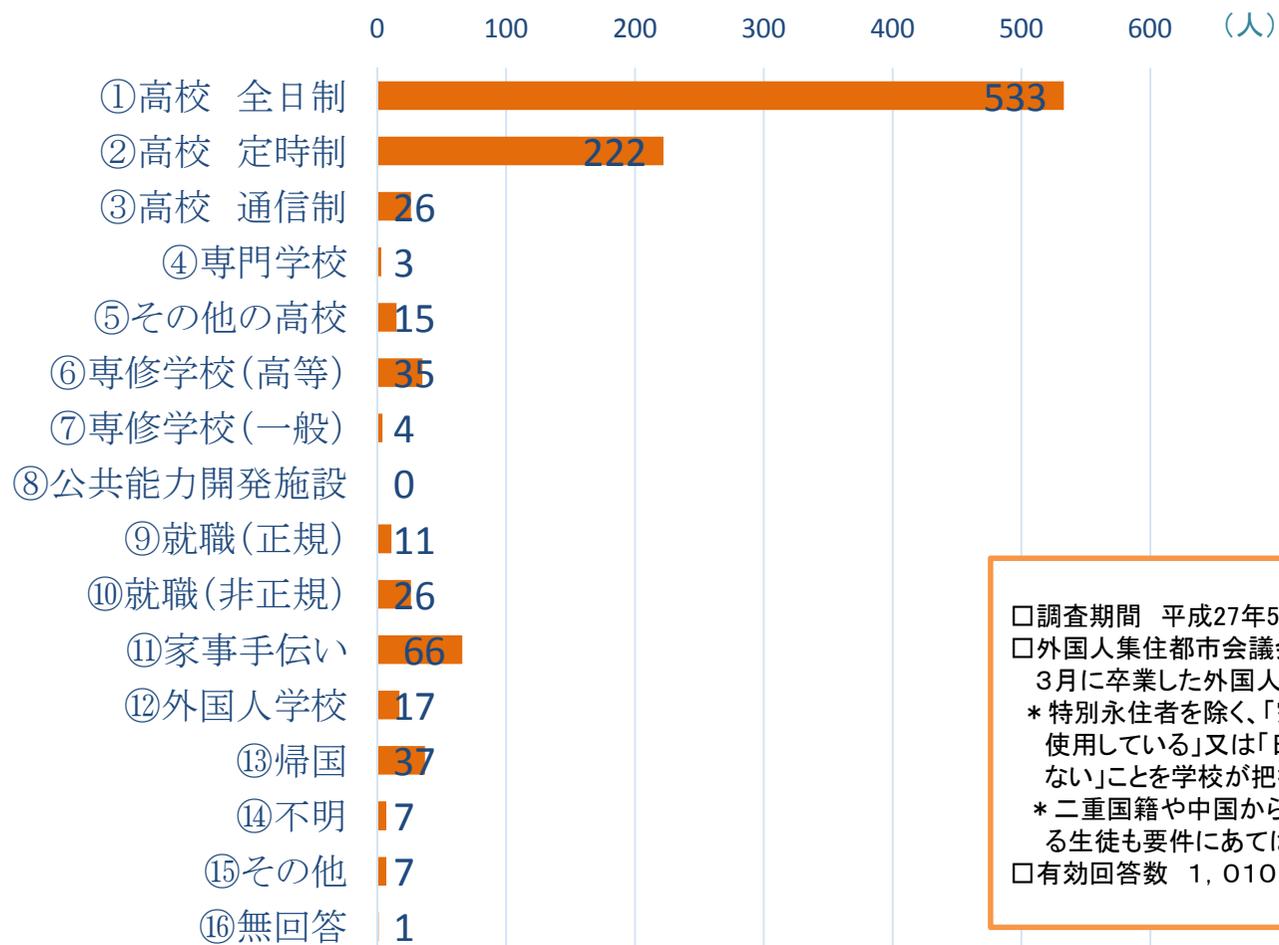
| | 学力検査教科等 | 出願資格 | 受検時における配慮 |
|---|--------------|--|--|
| 1 | 面接・作文 | ①来日3年以内【3】 ②来日5年未満【1】 ③来日6年以内【1】 | ①英語(又は自国語)又は日本語による ②高等学校長と事前協議の上、作文を英語・中国語・ハングル・ロシア語等により提出可能 ③母語(又は英語)または日本語 |
| 2 | 数・英・作文 | 小学校4学年以上の学年に編入学した者 | 作文:使用する言語は事前申請 数・英:小学校学習指導要領学年別漢字配当で示されている以外の漢字の読みにルビをふる。英語以外の外国語の辞書持ち込み2冊まで。 |
| 3 | 数・英・作文・面接 | 小学校4学年以上の学年に編入学した者 | 作文:日本語 数・英:一部の漢字にルビをふる |
| 4 | 国・数・英 | 来日3年以内【2】 | |
| 5 | 国・数・英・面接 | ①来日3年以内 ②小学校4学年以上の学年に編入学した者 | ①学力検査の問題にはルビをふる ②学力検査の問題にはルビをふる |
| 6 | 国・数・英・小論文・面接 | 来日3年以内 | |
| 7 | 学力検査・面接・調査書 | 来日7年以内 | 学力検査は、国・社・数・理・英のうち、自己選択した3教科 |

*【 】内の数字は、県の数

* 受検資格には、上記の他に一般受検者と同じ条件に該当することが必要となる。

外国人生徒等の中学校卒業後の進路①

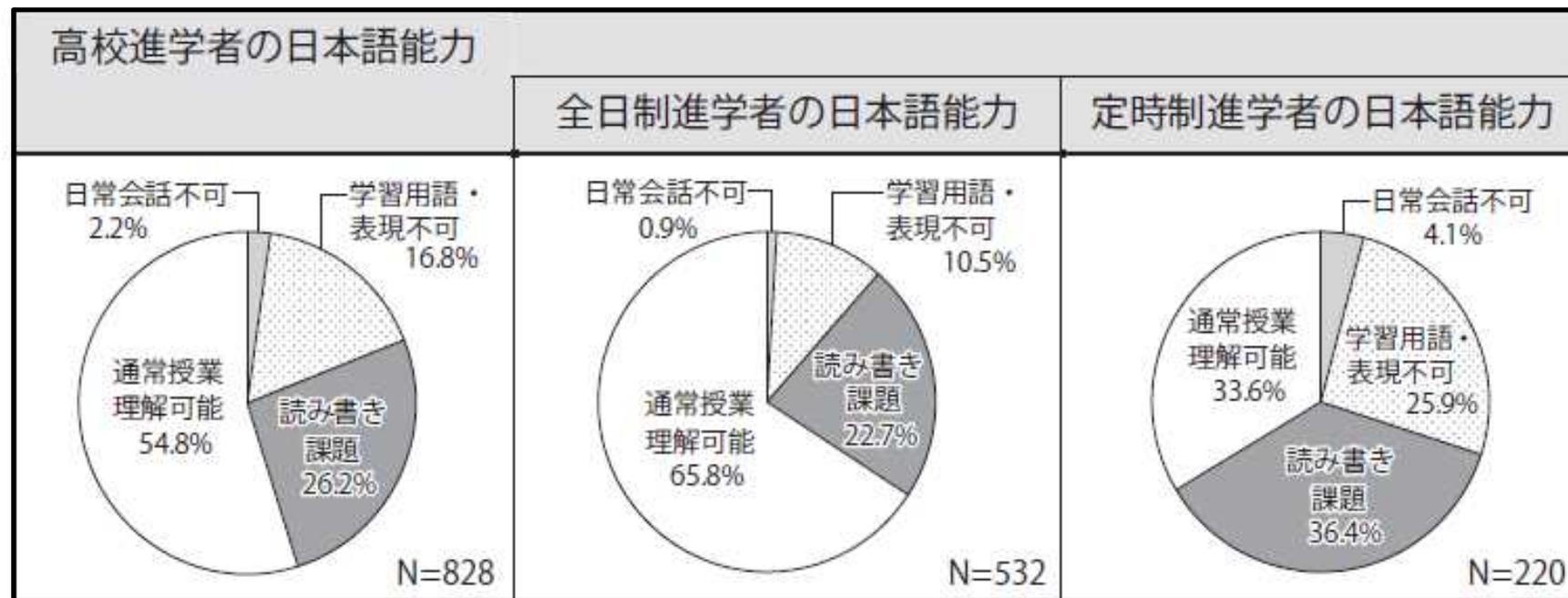
- ・中学卒業後、約8割の生徒が高校に進学している。
- ・そのうち、約3割は定時制・通信制の高等学校に進学している。



□調査期間 平成27年5月1日～平成24年6月12日
□外国人集住都市会議会員都市で、公立中学校を2012年3月に卒業した外国人生徒*
* 特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」又は「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握している生徒を対象とした。
* 二重国籍や中国からの帰国生徒等、日本国籍を有する生徒も要件にあてはまれば対象とした。
□有効回答数 1, 010

外国人生徒等の中学校卒業後の進路②

- ・高校進学した生徒の日本語能力を調査したところ、通常授業が理解可能な生徒は54.8%で、45.2%は通常授業の理解に課題がある。
- ・詳細に見ると、全日制高校では34.1%、定時制高校では66.4%に、通常授業の理解に課題がある。



□調査期間 平成24年5月1日～平成24年6月12日
 □外国人集住都市会議会員都市(8県29市町)で、公立中学校を2012年3月に卒業した外国人生徒*
 * 特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」又は「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握している生徒を対象とした。
 * 二重国籍や中国からの帰国生徒等、日本国籍を有する生徒も要件にあてはまれば対象とした。
 □回答者 2011年度に外国人生徒を担当した教諭
 □有効回答数 1,010